

# 2013年度（第38回）西宮市学童保育連絡協議会

## 定期総会 次第

日時：平成25年6月2日（日）午後13：30～16：00

場所：若竹公民館

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長選出
5. 役員立候補受付開始
6. 議事
  - 2012年度活動報告
    - 各学童より報告
  - 2012年度会計決算報告
  - 2013年度活動計画(案)
    - ～私たちをめぐる情勢～
    - 活動方針（案）
    - 重点課題(案)
    - 活動スケジュール(案)
  - 2013年度予算(案)
  - 2013年度 役員選出
7. 議長解任
8. 新役員あいさつ
9. 閉会のことば

## 2012年度 活動報告

総会（6/24）

会議 事務局会議（毎月 第2水曜日 19:30～21:30）  
市連協会議（毎月 第3金曜日 19:30～21:30）  
県連協運営会議（毎月 第4土曜日 19:00～21:00）

行事

ドッジボール大会（能登運動公園 11/18）

学童父母会へのかかわり

津門学童父母会にて市連協についての説明（1/26）

ニュース発行(11月)

行政への働きかけ

アンケート実施後、要望書提出（2/13）

全国・県連協へのかかわり

兵庫県研究集会への参加（9/9）

全国研究集会への参加（埼玉 10/6.7）

## 私達をめぐる情勢

### はじめに

2012年3月通常国会に提出された「子ども・子育て新システム」関連3法案（①「子ども・子育て支援法」②「認定こども園法改正法」③「児童福祉法を含む関係法律の整備法」）は民主・自民・公明3党の修正・合意で、6月衆議院、8月参議院で可決成立し、8月22日に公布されました。

「子ども・子育て支援法」で、公的保育の根幹である児童福祉法24条（自治体の保育実施義務）は運動で残りましたが、全体として保育の市場化へと転換していく「法」であることから2015年度本格実施まで予断をすることなく要求運動を高めていかなければなりません。

一方、学童保育については児童福祉法の改定で市町村に条例制定を義務付け、「従うべき基準」に「指導員の資格と員数」を決めました。具体的な作業は社会保障審議会で検討され、厚生労働省が省令で決めていきます。いよいよ指導員の資格及びその専門性が焦点になってきています。

学童保育は、働く保護者の労働権と子どもの発達権を保障していくことが役割で、その目的を直接担うのは学童保育指導員です。厳しい情勢のもとにあっても、今日の日本社会のなかで学童保育の必要性は一層高まっていることに確信をもちながら、学童保育指導員が社会的にも子どもの成長・発達を保障していく専門職として身分保障をさせていく運動を進めましょう。

### 1) 全国的情勢

3年前、『全国で毎日、自らの命を絶つ方が100人以上もいる。この現実を放置して、コンクリートの建物には巨額の税金を注ぎ込む。一体この国のどこに政治があるのでしょうか。政治とは、政策や予算の優先順位を決めることです。コンクリートではなく、人間を大事にする政治にしたい』とのマニフェストを掲げ、これに国民の多くが共感し、「政治を変えたい」「生活を良くしたい」と民主党が誕生しました。しかし、米兵による事故が絶えない沖縄の普天間基地の存続、労働者派遣法の「改正」骨抜き、「税と社会保障の一体改革」と裏づけのための財源として消費税増税、子育て新システム関連法など次から次へと掲げたマニフェストを裏切り、あげくに「原発事故収束宣言」まで出す国民の願いに全く背を向ける政権に堕しました。年末の総選挙の結果は、当然の政権交代、自民・公明連立の安倍政権が復活しました。国民が自民・公明に再び期待したかと言えば決してそうではありません。投票率は戦後最低を記録したことから国民は政治への不信と探求が交錯するなかで投票を棄権したというのが実態でしょう。また、自民党の圧勝は小選挙区制度のゆがみがストレートに反映しています。自民党の294議席の内237議席が小選挙区です。得票率は47%でも議席の割合は79%にもなるという民意が反映されない結果です。

発足した安倍政権は「改憲」をほのめかし、自衛隊を「国防軍」へと発言しています。9条はじめ憲法「改正」が浮上してきています。社会保障についてもその中核である生活保護制度の改悪検討を進めるなど、一層の国民生活切り捨てへの方向を強めています。憲法25条の「すべての国民が健康で文化的な生活を営む権利を有する」とする国民の生存権・国の生存権保障義務を今こそ、私たちの生活や労働のあり方に生かすこととあわせて憲法9条を守る運動の強化が求められています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は未だ復興にはほど遠く、多くの人たちが仮設住宅生活を強いられ、生活・雇用等々復興には課題が山積しています。同時に福島原発事故で16万人が避難しており、未だに収束の目途がたらず、特に深刻な放射能汚染のため子どもたちの屋外の活動が大きく制約されているなど、子どもの身体への不安が日々続いています。被災者の実態にそった国の復興計画と予算の確保・実行が求められています。

## 2) 学童保育をめぐる動き

日本の保育制度は戦後、憲法・児童福祉法に基づいて公的保育制度を築いてきました。その特徴はおよそ3点です。①保育に欠ける子どもは自治体が責任をもって保育しなければならないと義務規定になっていること、②最低基準を決め、その費用は国と自治体が基本的に保障していること、③保育料は応能負担で家計に与える影響を考慮する、ことです。

学童保育の制度の確立は、この保育制度を根拠に運動をすすめてきました。

しかし、「子ども・子育て新システム」関連3法案①「子ども・子育て支援法」②「認定こども園法改正法」③「児童福祉法を含む関係法律の整備法」（民主・自民・公明3党の修正・合意で、6月衆議院、8月参議院で可決成立し、8月22日に公布）は、公的保育の根幹である児童福祉法24条は運動の成果で残しつつも、これまでの運営費から個人給付へときりかわり、全体として保育の市場化へと転換していく制度改変と公的保育制度の大きな後退になっています。

一方、学童保育については児童福祉法の改定で対象児童を小学6年生まで拡大しました。また、市町村に条例制定を義務付け、「従うべき基準」に「指導員の資格と員数」を決めました。具体的な作業は社会保障審議会で検討され、厚生労働省が省令で決めていきます。都道府県・市町村は事業計画を策定することで予算確保が保障されるシステムになっています。その財源は消費税になっており、「子ども・子育て支援法」の施行は消費税8%さらに10%の国民負担とセットで実施される問題を知らせながら2015年度本格実施まで予断をすることなく私たちがめざす学童保育の要求実現とその運動を強めていかなければなりません。

## 3) 兵庫県の施策を進める方向へ。

地方行革が引き続きすすめられ様々な動きがおこっていますが、私たちは、公的責任を求め続け、行政への攻勢的な運動でその施策を前進させてきています。

県に対しては、県福祉4団体がともに運動をすすめ、福祉関係部署との合同の交渉を取りくんでいます。県単独施策の改善、設置・運営基準の策定を求め、対県交渉をすすめています。補助金の1校区複数学童への予算は復活させましたが、251日以上の開設加算の復活は実現していません。このこともあわせて施設整備や障害児受け入れなど、国と市町の施策の上積みを行う有効な県単施策の創設をさせることが大きな課題です。

\*子ども子育てプラン、子ども子育て事業計画を活用し、学童保育施策の充実を求めることが課題

\*自らの力で施策を分析し、私たちの願いを「提言」をまとめていく取り組みから、設置・運営基準をつくらせ、施策を確立させていく取り組みが必要。

\*尼崎市、播磨町のように市民に学童保育への理解をひろげ、合意をかちとっていくチラシの配布などは大切な取り組み。他の地域でも取り組む必要性あり。

## 4) 私たち働くものをめぐる状況

### 構造的不況の中すすむ雇用不安、労働条件の悪化…

保護者の仕事・職場の実態はさらに深刻さを増しています。失業率が戦後最悪の状態が続いています。貧困と格差の拡大、「使い捨て」労働や長時間労働など非人間的労働実態は相変わらずです。裁量労働制の職場が広がり、子育てをしながら働く親たちには極めて厳しい状況になっています。大企業による「合理化」・リス

トラによる配置転換・人員削減・希望退職者募集や退職の強要、また、派遣労働者の解雇なども大きな社会問題になっています。また、震災を口実にした「派遣切り」「非正規切り」「賃下げ」なども起きています。民

主党政権に労働者派遣法の改正の期待がかけられていましたが、野田政権下での民・自・公三党合意によって骨抜きにされ、安倍内閣は財界よりの立場での対応です。

働きながらの子育てをしている女性の雇用形態や、賃金・昇進における男女差別は依然として残っています。女子保護規定を撤廃した労働基準法の改悪のもとで、男性も女性も時間外・休日労働、深夜労働が増えていきます。非正規雇用は女性の3人に1人とパートや派遣労働、有期雇用等で不安定な就労形態のうえ、失業などさらに厳しい問題があります。国連女性差別撤廃条約の実施状況第6回報告が女性差別撤廃委員会で審査（2009年6月）され、その審査結果は「懸念と勧告」が48項目にも及ぶ厳しい内容の勧告がされています。そのなかに女性の非正規が多いことや保育所不足など両立支援が不十分と指摘されています。

公務員制度改悪と指定管理者制度の導入とがあいまって、指導員にも雇用止めの攻撃がかかっています。

年々、一人親家庭が増えており、不安定雇用と低賃金で働いている場合も少なくありません。働きながら子育てをする親たちの就労と生活環境の悪化は、そのまま子どもたちの生活や成長に大きな問題を生じさせる原因となっています。また、私たちの学童保育運動にとっては、こうした保護者の働き方や子育ての困難さが、意識の変化を生み、父母会（保護者会）、連絡協議会の組織づくりに大きな影響を与えています。

## 5) 子どもたちをめぐる様々な問題状況

政府の教育政策は、新学力観にもとづく新たな教育競争、教員の管理統制など、政権が変わっても管理主義・競争主義の見直しは手つかずです。教育基本法の改悪と新しい教育課程のもとで、「人格の完成」をめざす考えから国家の求める「人材育成」へ、戦争を想定する「愛国心教育」「道徳教育」の強化が打ち出されています。

今日の「高度に競争的な教育制度」は、子どもたちを早い時期から「できる子」「できない子」に選別し、子どもたちから仲間とともに学ぶ喜びや学校の楽しさを奪っており、たくさんのストレス・いらだちを抱えて生活を無理強いしています。2010年5月に開催された国連子どもの権利委員会は、日本政府に第3回目の「勧告」をし、新自由主義のもとにおける貧困と格差の拡大や、競争的な教育と管理強化などを背景に子どもの幸福感が希薄であると指摘。その上で、その要因は子どもと親、教師などの人間関係の貧困さにあるとし、子どもの権利のための財政確保という考え方が消滅していると厳しい勧告をしています。

ゆとり教育から突然の方向転換で授業時数が延び、平日の子どもの帰りが遅くなり、宿題が増え学校での楽しい行事も減り、子どもたちから余裕を奪うことになりました。子どもを取り巻く文化や社会も「メディア漬け」といわれるように、育つ環境を奪い、子ども時代に必要な豊かな時間・空間・仲間が失われています。

学童保育に来ている子どもたちもこうしたさまざまな問題を背負って学童保育で生活しています。ちょっとしたことですぐにイラツキ、けんかや口論がたえないなど、子どもたちのおかれている困難な実態がありのままの姿で見えてきます

障害児の放課後保障は2010年に成立した「障害者自立支援法改定」により、新たに「放課後等デイサービス」が児童福祉法に位置づけられ2012年4月からスタートしています。近年の外国籍の労働者の増加に伴い、多様な文化・多言語家庭の子どもが増えています。国や自治体の施策や条件整備が不十分なため新たな問題も生まれています。

子ども時代に必要な豊かな時間・空間・仲間を子どもたちに保障していくとくみが課題になっており、よ

り一層学童保育の役割が重要となっています。

「子どもたちの安心・安全な放課後を過ごせる居場所として、継続性・統一性のある保育がなされるよう求めています。」

### 1. 学童をとりまく情勢を知ろう

指定管理者制度による保育の質の低下を許しません。

西宮市は学童保育事業に指定管理者制度を導入して6年目になります。導入した経緯としては、事務効率の向上、経費削減が考えられますが、市民向けには「市民サービスの向上」・「多様化する市民ニーズへの対応」「民間企業の持つノウハウを最大限活用した保育サービスの向上」等とうたい、危機的状況時の責任問題の所在等、指定管理者に丸投げした感じになっています。

子ども達の安心・安全な放課後の居場所である学童保育を、サービスと言い、民間企業が参入しやすくし、営利目的に子ども達が利用されようとしています。

西宮市学童保育連絡協議会（以下、市連協）では次の様に提言します。

- ・福祉事業の一環である学童保育事業に指定管理者制度はなじみません。
- ・民間企業参入により地域・小学校との連携が絶たれてしまう可能性がある為非営利団体（公共団体に近い性格を持つ）で運営を行い、西宮市の責任の元で学童保育事業が運営される事を訴え続けます。
- ・指導員の待遇改善こそ、保育の質の低下をさせない為の大事なことと捉え、指導員と共に西宮市及び指定管理者と話し合っゆきたいと考えます

### 2. 西宮市との対話

私たち市連協は「西宮の学童をより良くしていこう！」と単位父母会が結集して力を合わせて活動しています。

単位父母会から出た問題を市連協で共有し、改善策を求め西宮市と対話する事も大切な役割であると考えます。

年に一度アンケートを父母に行い、要望を取りまとめ西宮市に要望していきます。私達は西宮市と相反するものだとは考えていません。「西宮の学童保育をより良くしていく」というところでは同じ思いを持ち合わせています。

対市交渉という形で年に一度、西宮市と市連協の対話の場を持ち続けていきます。それに合わせて、西宮市議会各党派との懇談も行います。

行政と議会との対話により、学童保育が抱える様々な問題に対応すべく相互に協力し合える関係を結び、西宮市の学童保育を共により良くしていきたいと願っています。

### 3. 単位父母会を活性化させ、市連協に力を結集しましょう!

- ① 子どもを預けっぱなしにしないで、父母も積極的に関わしましょう！

共働き家庭が増え、学童保育に子どもを入所させている親も少なくありません。保育所とは違い、学童保育は曖昧な制度で運営されているのが事実です。両親の労働条件の変化や、如何に日々生活していくか、どの様に子育てしていくのかと目の前の問題に対応する日々で、とても余裕の持てる状況ではないと思います。その為、父母会への参加が非常に煩わしいものとなり、疎遠になっている父母も多いことでしょう。

ですが、父母会では同じ働く親同士、上司部下の関係や、年齢の上下も関係なく「出来る人が、出来る事を、出来る時に」の気持ちを大切に、お互いの思いを話せる場、ひいては地域と、子育てを通して繋がれる場なのです。

子どもと一緒に学童保育を楽しみませんか？

そこには、きっと生きていく上での、子育てのヒントも大いに隠されているかもしれません。
  
- ② 単位学童・父母会での問題を市連協に持ち寄り悩みを共有しよう  
市連協は単位父母会の集まりで、任意の市民団体です。  
単位学童・父母会で問題になって解決の糸口のつかない問題を市連協会議で話してください。加盟している父母会と問題を共有する事で、連携した問題解決への支援とアドバイスが出来ると思います。  
必要であれば父母会へ市連協が参加して一緒に問題解決を図ってゆきたいと思えます。
  
- ③ 『日本の学童ほいく』誌を読もう  
唯一の学童保育専門誌である『日本の学童ほいく』は全国学童保育連絡協議会が編集・発行しています。  
内容はカラー写真での学童紹介あり、専門家のお話があり、保護者や指導員の本音の声があり、また政府の政策等をお知らせしていたりと、私たち学童保育に関係のある父母には、充実した紙面となっています。  
また、購読する事で学保連の資金になったり、市連協にも部数にお応じ還元金という形で活動の充実にも繋がっています。  
学童保育誌を読んで、共感したり、また思わぬ所で悩みのヒントが見つかるかもしれません。



## 2013年度 重点課題

重点課題として、取り上げる事項は学童保育を知る上でまた、市連協活動を行う上でもっとも基本となる内容です。

学童保育は子どもを中心として、行政、学校（地域）、指導員、父母のバランスある環境下で安心して、子どもを学童保育へと通わす事が出来、私たちの働く権利も含め、広く学童保育を知る上で最も重要なポイントでもあります。

今年度も昨年度同様に、基本に立ち戻り、父母会の活性化と基本である学童保育へ安全・安心を求める事とします。

### 1. 指定管理者制度について理解しましょう。(今年度は指定管理者の公募年です)

指定管理者制度は学童保育にはそぐいません。子ども達の安心・安全な放課後の居場所であるべきはずの学童保育事業に行政は「多様なニーズへの対応」・「民間企業の持つノウハウを最大限活用したサービスの向上」と公募により民間企業に学童運営を任せようとしています。そこには、現場（指導員と子ども達）と保護者の意見を尊重しない行政と管理者の態度が垣間見えています。

子ども達の安心・安全な放課後は、働く親にとっては重要な事です。

よって、私たちは指定管理者制度による学童保育の質の低下を許しません。

- ・学童保育は福祉事業の一環です。公募により事業者が変わると指導員が入れ替えになり、十分な引き継ぎもされない懸念もあり、継続して子ども達を見守る事が困難になり、現場も（指導員・子ども）混乱してしまいます。今後も継続性・統一性のある学童保育事業を求めていきます。

- ・指導員の雇用の安定と確保（シフト勤務の見直しなど）

シフト制により勤務時間に指導員全員が揃わず、月に何度かの顔合わせだけで子ども達の様子など、指導員間での伝達や話し合いが十分出来ていない現状があります。

指導員として魅力ある職場環境でなければ、指導員としてやる気も熱意も減退してしまいます。各種研修会への参加呼びかけなど、指導員の資質向上の為に行政主体で指導員の雇用安定を訴えかけます。

### 2. 学童保育に関する国や県の施策を知りましょう。

- ・子ども・子育て新システムについて理解しましょう。

国、県、市の責任放棄を許しません。

保護者の就労に合わせた「保育認定」は責任放棄の第一歩であり許すべきことではありません。福祉事業の民間企業への切り売りは、利用者への負担増も見込まれ、従来の保育がオプションサービスとして、更なる負担を利用者へ押し付けようとしています。

- ・放課後子ども教室について理解しましょう。

昨年度は市内数校で、放課後の空き教室などを利用して不定期に放課後子ども教室が開かれました。（常設校は1校のみ）学童保育と異なる点は管轄する省庁が文部科学省であること。（学童保育は厚生労働省）1年生から6年生までの全児童を対象としていること。利用料の負担がないことがあげら

れます。

西宮市では学童保育と放課後子ども教室は別事業であると考えており、現在のところ、学童保育事業から放課後子ども教室への移行はないものと思われませんが、今後の西宮市の動向に注視していかなくてはなりません。

- ・学童保育についてもっと知りましょう。

西宮市では学童保育に関する取り決めを「条例」や「育成指針」として作成しています。学童保育には保育園のように国が取り決める明確な制度がありません。曖昧な制度の中で運営されている学童保育について私たち子どもを預ける保護者もしっかりした制度として確立できるように現状を理解し、国や県、西宮市に訴えかけ続けることが大切です。

### 3. 父母会に参加して学童保育について考えましょう。

- ・父母会活動に参加して親も一緒に学童保育を楽しみましょう。親同士が仲良しだと、子どもは安心します。

共に働きながら子育てする仲間として、一緒になって子ども達の「今」と「未来」を話し合える場が父母会です。西宮の学童は最初から「公設」ではなく、父母達の声が集まり、今日の学童保育が成り立っています。まずは父母会や行事に参加して、日頃の子どもの様子を知り、他の父母の顔を知ることから始めましょう。

学童に3年間通う子ども達は、卒所しても連帯感があり皆、仲良しです。「たかが3年・されど3年」です。父母同士も交流を深め、相互に助け合っていける関係を築き、子ども達と同じ様に一緒に学童保育を楽しみましょう。

### 4. 単位父母会の力を市連協で結集させましょう!!

- ・父母会で培った団結力を市連協に持ち寄れば、各父母会・学童が抱える様々な問題を共に考える事が出来る上に、解決へと導く為に様々な答えが見つかると思います。

一父母会だけでは解決できない問題を市連協という大きな父母会の結集で、全市的な問題と捉えて西宮市へ様々な形で問題提起していけるのではないのでしょうか。

また、市連協役員を各父母会へ気軽に呼んで頂いて「市連協とは」「市連協活動について」を皆さんと一緒に考え、「日本の学童ほいく」誌など学童保育に関連する資料も取り入れながらこれからの市連協のあり方も共に考えて、市連協活動のますますの充実も図っていきたいと思います。

## 2013年度 活動スケジュール

### 〈市連協会議の開催〉

メンバー 各学童の役員  
会長、副会長、会計

日時・場所 毎月第3金曜日 19:30~21:30頃 今津公民館

目的 各学童間の意見交換  
西宮市の学童保育における課題の確認、共有  
全国、県の現状報告  
各種連絡事項の伝達

### 〈市連協活動・各父母会活動が活性化するための取り組み〉

各父母会への働きかけ・支援

市連協活動とはどんなものか。なぜ活動が必要か、などの説明をおこなう。

ニュースの発行

各学童の紹介や行事の様子など、必要に応じて発行する。

### 〈学童保育の改善について西宮市との対話〉

アンケートを実施後、現状に応じた要望書作成、提出。その後、市との話し合い。

### 〈市連協主催の行事の開催〉

運動会（2013年度は5月26日に開催）

スポーツ大会

※市連協会議で実施するかどうか検討し、必要に応じて実行委員会を開催。

### 〈非加盟学童への働きかけ〉

運動会など行事への参加の呼びかけ

署名活動などへの協力の呼びかけ

### 〈全国・県レベルの活動への参加〉

福祉4団体の署名活動への協力

全国研究集会（10/ 岡山 参加目標人数名）

県研究集会への参加（9/ 西宮市勤労会館 尼崎、西宮の共催）

県連協運営会議への出席

2013年2月 吉日

日頃より西宮市学童保育事業の充実・発展のためにご尽力いただいておりますことに心より御礼申し上げます。

現在、国会では「子ども・子育て新システム」関連法案が通過し、学童保育を取り巻く環境も変化しようとしています。

昨今の日本の経済状況を考えると、働く婦人が増え、共働き家庭の増加によりますます学童保育の重要性と役割は高まってくると考えています。

西宮市におきましても、働く親の切実な願いは広がり続けており、留守家庭児童も多く施設の拡充をはじめ解決すべき問題も山積みになっています。

厳しい財政状況にあっても学童保育の充実に努力いただいていることは、承知しております。とはいえ、私達の求める学童保育には実情が程遠い事も否めません。

つきましては、学童保育の施策・拡充していただきたく下記の通りの要求項目を申し入れます。

尚、この申し入れ書に対しまして、2月中に文書にて一項目毎に御回答いただき、その為の話し合いの場をもっていただきますようお願い申し上げます。話し合いの時間につきましては、夜間を希望いたします。

## 記

### 1. 学童保育の施設・設備の改善について

- ① 築年数25年以上、耐震性に不安のある施設について、年間2センター以上の建て替えが行えるよう国や県の補助金等を活用し、建て替えを行ってください。
- ② 老朽化により施設の利用に危険が及ばないように、施設の修繕費や維持管理費などの予算を増額してください。
- ③ 改修・建て替えにあたっては、父母や指導員の要望を事前に聞き、意見を出来る限り反映させていただくようお願いいたします。
- ④ 予算や施設内容について事前に父母や指導員に説明し、施設の計画書・設計図など閲覧できるようにしてください。
- ⑤ 建て替えにあたっては、平屋建てバリヤフリーとし、児童一人当たり1.65㎡を下回らないようにしてください。また、耐震性の高い建物にしてください。  
(昼寝ができない・長机がだせない・長期休暇期間雨天時はひしめきあっている状態のところがある)
- ⑥ 保育に支障がないように、土曜日及び長期休暇中などは地域団体とも協議しやすい環境を作り(スポーツ21など)校庭を使用できるようにしてください。

### 2. 学童の利用条件・待機児童について

- ① 勤務日数等の利用要件を撤廃または緩和してください。
- ② 多様な児童の受け入れとして対象児童を6年生までに引き上げてください。

- ③ 症状の程度に応じてしょうがい児を受け入れ、専門知識のある指導員を配置し、その為の予算・受け入れ態勢を確立してください。
- ④ 希望者全員が入所できるように地域に応じて定員枠を拡大してください。
- ⑤ 長期休暇中のみ利用児童に対し、加配の指導員を確保しその為の予算を取って下さい。
- ⑥ 待機児童の出ているところ及び弾力運用で児童を入所させている所は同じ敷地内での分割や増改築などにより、早急に解消してください。

### 3. 保育内容について

- ① 保育内容を指導員と父母が、閉じ込め保育などの閉鎖的な内容にならないように共に話し合っ作って行く事を認めてください。
- ② 父母会や西宮市学童保育連絡協議会が行う行事（運動会・ドッジボール大会）について、保育の一環として取り組んでいく事を認めてください。
- ③ 子どもの成長と発達に大きく関わる施設外保育について、危険を理由に制限するのではなく、指導員に対する安全確保の研修と対策をしっかりと行い、必要な保護者のサポートを受けながら実施できる様にしてください。

### 4. 指定管理者制度について

- ① 指定管理者制度による、学童保育運営を改め、西宮市が責任をもって運営してください。
- ② 学童保育に関する調査を随時実施し、学童保育事業が後退することがないように、条例・指針を見直し、より良い学童保育を目指して、西宮市学童保育連絡協議会と定期的に話し合いの場を設けるようにしてください。
- ③ 学童保育の量・質ともの抜本的な拡充を図り、兵庫県や国にそのための予算要求を行ってください。
- ④ 指定管理者制度による、保育の質の低下を防ぐため、十分な学童運営費や教材費を増額してください。
- ⑤ 西宮市が保護者に対して行うアンケートの回答は、西宮市ホームページなどで、公開し、文書でも結果を保護者に明らかにしてください。